

伊賀市議会事務局処務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、伊賀市議会事務局（以下「事務局」という。）の処務に関して必要な事項を定める。

(課及び係の設置)

第2条 事務局に次の課及び係を置く。

議事課

総務係 議事調査係

(職の設置)

第3条 課に課長、係に係長を置く。

2 前項に定めるもののほか、事務局に参事、課に副参事、主幹、主査、主任その他必要な職を置くことができる。

(職務)

第4条 事務局長（以下「局長」という。）は、議長の命を受け事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 課長は、局長を補佐するとともに、上司の命を受けて課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 係長は、上司の命を受け、係の事務を掌理する。

4 前3項に定める職以外の職の職員は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

5 前4項に定めるもののほか、事務局の職制及び職務については、市長の事務部局の例による。

(事務分掌)

第5条 議事課の事務分掌は次の表のとおりとする。

総務係	(1) 議員の身分及び資格の得喪に関すること。 (2) 儀式、交際及び議会関係者の接遇に関すること。 (3) 議員の報酬及び費用弁償に関すること。 (4) 職員の人事及び服務並びに諸給与に関すること。 (5) 議場その他関係各室の管理及び公印の管守に関すること。
-----	---

	<ul style="list-style-type: none"> (6) 議長会等に関する事。 (7) 議会図書の整理保管に関する事。 (8) 議会の広報に関する事。 (9) 他の係の所管に属さない事。
議事調査係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 本会議、委員会、全員協議会等の運営に関する事。 (2) 議案、意見書等に関する事。 (3) 請願、陳情及び要望に関する事。 (4) 議決事項の処理及び会議結果の報告に関する事。 (5) 議会基本条例に基づく取組みに関する事。 (6) 会議録の編集及び保管に関する事。 (7) 議会において行う選挙に関する事。 (8) 会議の傍聴に関する事。 (9) 条例、規則等の制定改廃に関する事。 (10) 市政全般の調査に関する事。 (11) 情報の収集及び整理に関する事。 (12) 議会の先例に関する事。 (13) その他議事及び調査に関する事。

(事務の決裁)

第6条 すべての事務は、次条に定めるものを除き局長を経て議長の決裁を得なければならない。

ただし、議長が不在の場合は、副議長が決裁事案を代決することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、局長において決裁事案を代決することができる。

- (1) 議長及び副議長ともに不在のとき。
- (2) 一般選挙後議長が決定されるまでのとき。
- (3) 至急に処理しなければならない事案

3 第1項ただし書及び前項の規定により代決した事案については、局長は議長又は副議長の閲覧に供しなければならない。

(専決事項)

第7条 局長の専決事項は、伊賀市事務決裁規程（平成16年伊賀市訓令第1号）別表第1共通決裁事項（以下「決裁規程別表第1」という。）に定める部長の専決の例による。

2 課長の専決事項は、決裁規程別表第1に定める課長の専決の例による。ただし、重要又は異例と認められるものについては、局長の決裁を受けなければならない。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、事務処理、文書の取扱い、職員の身分、給与その他勤務条件等については、市長の事務部局の例による。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。